

「学力に関する証明書」を申請される方へ

※「学力に関する証明書」を申請前に必ずご一読ください。

○「学力に関する証明書」とは

「学力に関する証明書」は教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたり必要な単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。

「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能である／課程認定のある免許状についてのみ発行可能です。別の学校種や、科目の免許状を追加で取得する場合でもその学校種、科目で発行できない場合があります。申請の前に、必要な証明書（学校種・科目・様式）を事前に**提出先**に確認してください。

注意事項

- * 本学所定の「卒業証明書」「成績証明書」では免許状申請はできません。
- * 「学力に関する証明書」は**免許状を取得したことを証明するものではありません**。教員免許を取得されていることの証明や、免許状を紛失された場合などは、免許状を申請された各都道府県教育委員会に**「教育職員免許状授与証明書」**をご請求ください。

本学から一括申請で免許状取得された方は原則、滋賀県教育委員会が授与権者になります

○「学力に関する証明書」が必要な場合

「学力に関する証明書」が必要な場合は主に下記のとおりです。

- 現時点で
- ① 免許状取得要件を満たし、教育委員会に免許状の申請をおこなう
 - ② 免許状取得要件を満たしていないため、教育委員会で不足単位を確認する
 - ③ 免許状取得要件を満たしていないため、他大学等で不足単位を修得する

注意事項

- * 「学力に関する証明書」は在学当時の**教育職員免許法**にもとづいて作成されます。

適用される免許法		入学年度	対象学校
新法 (現行法)	平成 28 年改正法	平成 31 年度 (2019 年度) 入学～	滋賀県立大学
旧法	平成 10 年改正法	平成 12 年度 (2000 年度) 入学～	
旧々法	昭和 63 年改正法	平成 2 年度 (1990 年度) 入学～	
旧々々法		～平成元年度 (1989 年度) 入学	滋賀県立短期大学

ただし旧法以前の入学生でも、在学中に未修得だった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校

[滋賀県立大学 教務課 証明書発行担当]

種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合は、原則、**新法が適用されます。**

そのため本学では、指定がない場合は**新法**で作成します。旧法以前の「学力に関する証明書」の発行を希望される場合は、申請書の空白欄や付箋等を用いて「旧法希望」等をご記入いただくか、予め担当までご連絡ください。

- * **教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目**（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」）を証明する「学力に関する証明書」は、在学した所属の教職課程の有無や入学年度に関係なく、発行することができます。

本学では「養護教諭二種」免許状取得時に依頼されるケースが多いです

○本学で発行する「学力に関する証明書」について

- * 当時の成績情報等の確認をおこなうため、作成に概ね**1週間程度**のお時間をいただきます。また旧法以前の入学生が新法の「学力に関する証明書」を請求される場合、修得された科目を新法の科目に読み替える必要があり、さらにお時間をいただく場合がございます。
- * 免許法・学校種・教科ごとに1通ずつ発行します（1通あたり470円）。
（例）高校一種の「地理歴史」「公民」が必要
→ 高校一種「地理歴史」で1通、高校一種「公民」で1通必要
- * 在学時の学籍に登録されている氏名にて発行します。
- * 英文の「学力に関する証明書」はございません。
- * 本学では「学力に関する証明書」については、原則、**厳封**処理をいたします。申請時には厳封封筒の大きさを指定ください。指定がない場合は、返信用封筒の大きさに合わせて厳封処理いたします。

